ISPS ハンダ　令和 8 年度

第 10 回全国中学校・高等学校選抜ゴルフマッチプレー選手権大会

期日　令和 8 年 11 月 25 日・26 日・27 日
場所　カヌチャゴルフコース

本大会は R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと大会会場で日本高等学校・中学校ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。
別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は 2 罰打となります。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）
   (1) アウトオブバウンズは**赤杭**のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
   (2) 球がプレーしているホールのアウトオブバウンズを越えて止まった球は、他のホールに対してインバウンズとなるコースの他の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。
2. ペナルティーエリア(規則 17)
   レッドペナルティーエリアは**赤線**によってその縁を定める。
3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）
   (1) 修理地
      ① 白線で完全に囲まれている区域。
      ② 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
   (2) 動かせない障害物
      ① 動かせない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。
      ② 人工の素材で作られた U 字排水溝は動かせない障害物として扱う。
      カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。
4. 不可分な物
   次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。
   (1) 樹木や恒久的なものに密着しているワイヤ、ケーブル、巻物やその他の物。
   (2) ペナルティーエリア内の人工の擁壁や枕木。
5. 保護フェンス
   保護フェンスに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 16.1 により 処置するときは、その障害物の中や下や上を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
6. クラブと球の仕様
   (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな形 G-1 を適用する。
      このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰－失格
   (2) 溝とパンチマークの規格：ローカルルールひな形 G-2 を適用する。
      このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰－失格
   (3) 適合球リスト：ローカルルールひな形 G-3 を適用する。
      このローカルルールの違反に対する罰－失格

(4) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え：ローカルルールひな形 G-9 を適用する。
このローカルルールの違反の罰－規則 4.1b 参照

(5) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する：ローカルルールひな形 G-10 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰－失格

7. キャディー

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。
（注：カート運転補助員はキャディーではない。）

8. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のための即時中断	：1 回の長いエアホーンの合図
通常の中断	：3 回の連続するエアホーンの合図
プレー再開	：2 回の短いエアホーンの合図

9. 練習

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習
規則 5.2b は次のように修正する。
プレーヤーは、ラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技が行われるコースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホールの間の練習（規則 5.5b）
規則 5.5b を次の通り修正する。
2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

10. 移動

動力付き移動機器の乗車禁止：ローカルルールひな形 G-6 を適用する。
ただし、委員会が認めた場合や事後承認された場合を除く。

11. 行動規範

参加選手は、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟が定める「行動規範」に従わなければならない。

裏面へ

【行動規範】

当連盟は、高等学校及び中学校に於ける教育活動としてのゴルフを通じて、生徒の心身を鍛え、学校生活及び社会生活を営む上で必要な諸事情を身に付けさせ、青少年の健全な育成を図るとともに、ゴルフの健全な普及・振興に資し、以って国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的としています。
中学生・高校生のゴルファーとして相応しい姿勢と行動をするよう、すべての参加選手はこの行動規範に従ってください。行動規範は、開会式から表彰式までの期間を指し、自宅から大会会場までの行き帰りを含み、すべての参加選手に適用されます。
行動規範の例

- コースを保護すること
  目砂を行う・ディボットを直す・バンカーを均す・カップを跨がない
- クラブを大切に扱うこと
- 身だしなみに留意すること
  キャップは浅くかぶらない、室内では着用しない
  化粧しない・装飾品を身に付けない
- 立ち振る舞いに留意すること
  姿勢を正す
  言葉遣いに留意する
  他の選手、大会関係者、一般の方に不快な態度を取らない
- ハウス及びホテル備品を大切に扱うこと

行動規範の違反の罰

- 行動規範の最初の違反－競技委員からの警告。
- 規則 1.2a に基づいて、委員会は度重なる違反や重大な非行をしたことに対してその選手を失格とすることができる。
- 行動規範に違反した選手については、賞罰規程に則りコンプライアンス委員会にて審議する場合がある。

一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟
主催競技委員会